



宮 崎 県 公 報

平成25年3月12日(火曜日)号外 第7号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第1号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
県職員の退職手当の引下げを行うため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第1号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤続期間の計算) 第7条 [略] 2～4 [略] 5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員(再任用職員を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)で、別に人事委員会規則で定める者が、 <u>引き続き</u> て職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政	(勤続期間の計算) 第7条 [略] 2～4 [略] 5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員(再任用職員を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が <u>引き続き</u> て職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第

政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第 2 項又は第51条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1 未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) [略]

6～9 [略]

附 則

24 当分の間、20年以上35年以下（附則第16項の規定に該当する退職をした者 あっては、25年未満）の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第 5 項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の 104を乗じて得た額とする。

25 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第 6 項の規定に該当する者を除く。）で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの （傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の 4 第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者を含む。次項及び附則第 7 項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の再任用に関する条例（平成13年宮崎県条例第 3 号）附則第 6 項の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）附則第 4 項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「条例第17号」という。）第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、<u>条例第17号第 4 条若しくは第 5 条又は条例第17号附則第 16項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者</u> <u>あっては、25年未満）</u>である者に対する退職手当の基本額は、<u>条例第17号第 3 条から第 5 条の 3 まで及び条例第39号附則第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、条例第17号第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の 104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 並びに条例第 39号附則第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする</p>	<p>附 則</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の 4 第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第 7 項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の再任用に関する条例（平成13年宮崎県条例第 3 号）附則第 6 項の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）附則第 4 項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「条例第17号」という。）第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>条例第17号第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の 87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>36年以上42年以下</u>である者に対する退職手当の基本額は、<u>当分の間、同項又は新条例第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p>

。 7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に条例第17号第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、条例第17号第5条から第5条の3まで及び条例第39号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年としてこの条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

附則別表

[略]	
平成21年4月1日以後	年 3.2パーセント

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に条例第17号第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年としてこの条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

附則別表

[略]	
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	年 3.2パーセント
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年 1.8パーセント
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年 1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年 2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年 2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年 2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年 2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年 3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年 3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年 3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年 4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年 4.1パーセント

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年宮崎県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>4 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第25項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>4 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることと</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることと</p>

なる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)附則第3項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年宮崎県条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年宮崎県条例第48号。以下この条及び次条において「条例第48号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第3項、附則第8条の規定による改正後の条例第22号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この条において「新退職手当条例」という。)附則第24項(新退職手当条例附則第26項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第25項の規定の適用については、新退職手当条例附則第24項中「100分の87」とあるのは、公布の日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第5項(同条例附則第7項においてその例による場合を含む。)及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、公布の日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、公布の日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、公布の日から平成25年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

なるものをいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)附則第3項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年宮崎県条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年宮崎県条例第48号。以下この条及び次条において「条例第48号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第3項、条例第22号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]